

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第75号

サイト業者から依頼された…??

弁護士名での架空請求が急増中!

「連絡がないと訴訟になる」「給与、財産が差し押さえられる」などの法的な言葉で不安をあおる架空請求がこれまでもありましたが、最近は「業者から依頼された」という弁護士を名乗る者から、メールやはがきを送られてくるケースが増えているので注意が必要です。

【県内事例①】

弁護士3名の連名で「催告状」というメールが届いた。「あなたが登録している有料サイトより依頼を受け、債権債務の調査にあたることになった。無料期間終了後、料金を支払わず、再三の支払い請求にも応じていない。民事訴訟準備のため、携帯会社へ利用端末情報の開示請求を行い、このメールアドレスを取得した。期日内に連絡がない場合、民事訴訟の手続きを強制執行する。」という内容だった。
(50代女性)

【県内事例②】

サイト業者から依頼されたと称する代理人弁護士からメールが届いた。「アダルトサイト、競馬情報サイト等に登録した記録がある。退会申請していないため延滞金が発生している。期限までに退会しない場合、法的手続きに移行する。」という内容で、メールには代理退会・差止依頼先というURLがあった。
(60代女性)

アドバイス

1. 宛名や、利用したサイトの名前、サイトに登録した日など具体的な内容がない場合は、不特定多数に送っている架空請求なので、相手にする必要はありません。
2. 相手は不安になった受け取り人が連絡してくるのを待っています。連絡すると、新たに電話番号などの個人情報を与えることになるので、決して連絡はせず、不安な場合はまず消費生活センターにご相談ください。



©KANAGAWA2013

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999